

プロパテント時代を勝抜く「強靱な知的財産活動」

プロパテント時代を勝抜く「強靱な知的財産活動」



さらに重要な特許出願に関しては、複数の知的財産部員によって特許出願の内容を検討することを行っており、多方面から「強い特許」構築のための施策がとられている。

こうして「権利化された重要特許（群）」は、知的財産部によって「金メダル特許」としてまとめ上げられ、「権利化された NKK の戦略技術」として社内に周知される。一例を挙げると、高炉廃ブラ吹き込み技術、熱延パーヒーター、Super OLAC、ECOARC、表面欠陥計デルタアイ、つばさ杭、DME などである。

この戦略的特許出願活動は、開始後 8 年を経た 2002 年現在では、図 6 に示すようなイメージの活動にまで高まっている。すなわち、当社が注力する重要な技術開発について、研究開発企画部門、研究所、現場技術者、知的財産部が一体となった活動を行うことはもちろん、経営層を含めた戦略的な展開に発展している。経営層は知的財産権が経営資源であることを十分に認識し、知的財産権をトップセールスに活かす活動を行っている。

検討者の中心は製造部門の技術者である。自己の実施している技術が他社の権利を侵していないかを調べるのはつらい仕事ではあるが、本社主導の下、徹底した検討が実施された。万が一他社の権利を侵した場合には、極めて高額の特許料を要求されるという時代の変化もこの活動を推進させた要因である。

実際に行ってみると、この活動は、製造部技術者に「経営資源としての知的財産」を認識させ、自己開発技術の特許出願、ひいては戦略的特許出願活動への積極的参画をもたらした。



図 6 戦略的特許出願活動の発展

4.2 パテントアブルーバル活動

知的財産権は尊重されるべきものであり、自社の権利は他社に侵されてはならない。同時に他社の権利も尊重されるべきであり、これを侵してはならない。

プロパテント時代に変ろうとしていた 1996 年、当社は意図せず誤って他社の権利を侵していないかの総点検を開始した。それまでも一部の技術クラスターでは特許点検活動が行われ、他社の知的財産権を侵さない努力はなされていたが、全社的に展開されたのはこの時期からである。

この活動は数年のときをかけて行われたが、「パテントアブルーバル活動」と呼ばれ、現在でも、他社の権利を侵さない運動として定着している。

1996 年に行われたパテントアブルーバル活動の一例を図 7 に示す。

図の上段は検討体制を示している。本社の技術開発部がヘッドとなり、知的財産部、製造部および研究所が一体となって活動を実施している。

また、重要技術の権利数増大とともに、ライセンス収入も増大している。2001年度の技術収入は、1994年度（戦略的特許出願活動開始年）の技術収入の3倍以上となっており、今後も伸びていくものと推測される。次のターゲットは海外である。

5. 特許裁判

プロパテント時代に突入し、1999年10月、新日本製鐵㈱との間で「PZB事件」が起こった。約2年間に渡り、東京地裁で激しいやり取りが行われたが、最終的に、当社の圧倒的勝利に終わっている¹⁾。2001年7月に下された判決は、「裁判において、実験データが権利侵害にあたるかどうかを証明する有力な根拠になった」事例として、大きな話題となっている。

本件に関しては、非侵害という事実の証明についての、知的財産部のリード、研究所の大活躍、弁護士・弁理士の力量などが勝訴の要因であるが、最大の勝因は、経営トップから担当者まで、「正当な権利は守らなければならない」という共通認識のもと、全社が一丸となったことであると考えている。この事件に、当社の強さを見た思いがした。

2000年7月、旭化成㈱との間に、「鋼管杭」事件が起こった。この事件もまた勝利に終わった。本件も一審で「特許は明かな無効理由を有し、その権利行使は、権利の濫用にあたる」との判決理由²⁾が大きな話題となった。この勝利も当社が一丸となつての勝利であった。

逆に、当社が原告となつて係争中の裁判もあり、正当な権利の評価を強く求めていくつもりである。

6. おわりに

当社の知的財産活動は、この10年間で大きく飛躍した。プロパテントを追い風として、ぐんぐん力をつけていった。そしてそのパワーはJFEグループに受け継がれる。

参考文献

- 1) 東京地裁判決 平成11年(ワ)第21974号.
- 2) 東京地裁判決 平成12年(ワ)第13799号.